

# 転ばぬ先の 法的知識

## 「相続・遺言」 編

リスクについて考える

煩雑で  
疲弊

1人  
1つ

……何の為に?



# その時は誰にでも、必ずやって来ます。

あなたが大切な家族に向けてできること、ご存知ですか？

残される大切な方が疲弊しないために

## 相続

亡くなった方の預貯金の相続手続きや生命保険金の請求、自宅不動産の相続登記など、亡くなった方にまつわる権利・義務の相続手続きを代行いたします。司法書士が間に入る大きなメリットは、ご遺族の慣れない煩雑なお手続きへの負担軽減となることです。また、親族の争いになってしまう相続、いわゆる「争族」の抑止力ともなります。

### ご存知ですか？ 相続登記の義務化

令和6年4月1日より相続登記が義務化されます。期限内に相続登記を行わなかった場合、過料もございます。相続の円滑化・簡略化に、遺言は効果的な手段の一つとなります。

今や、「1人1遺言」の時代です

## 遺言

遺言を作られる事情は依頼者の方によって千差万別。それらに対応すべく様々な遺言が作られるようになり、遺言作成の敷居は随分と低くなりました。ただ一つ変わらないのは、ご自身の気持ちを残したいということ。私はそこをサポートさせていただきたいと思っております。どんな些細な質問や疑問も丁寧にお答えいたします。

一般的な相続手続きの流れ

遺族が行う手続き【7日以内】

死亡診断書の取得  
死体埋火葬許可証の取得  
死亡届の提出

以降に発生してくる諸手続き

遺言書の検認 相続人の調査  
相続財産調査 名義変更 相続放棄  
預貯金の解約 相続税申告 …など

- 手続きには書類の提出が必要なものが多い。
- 提出機関の関係上、平日(日中)に手続きしなければならないものが多い。
- 提出期限が決められているものが多い。

※諸手続きに設けられた期限を過ぎてしまいますと、手続きが出来なくなったり、加算税や延滞税といったペナルティがかかるものもあります。



司法書士が対応範囲外の手続きは、各専門士業をご紹介し相続手続きをサポートいたします。

煩雑なお手続き  
まとめて  
代行いたします

日常生活の中で  
これらに対応しなきゃ  
いけない!?



こんな方に遺言書の作成をおすすめします

- 子供がいない
- 長男の嫁が看病、面倒をみている
- 長年連れ添った伴侶がいるが、入籍していない
- 相続人以外に財産を残したいとき
- 先妻との間に子供がいるとき
- 認知していない子に財産を残したいとき
- 財産のほとんどが自宅不動産の場合 …など

遺族間の  
トラブル防止だけでなく  
相続の手続きの  
簡略化にも  
つながります

ちなみに  
私達は大丈夫!  
とおっしゃる方ほど  
採めます

相続・遺言のスペシャリストとして、全力サポート!お気軽にご相談ください!



司法書士事務所 LINK

TEL 0545-32-8290

営業時間 平日 9:00~18:00  
(土日祝日は事前予約で対応可能)

司法書士事務所 LINK

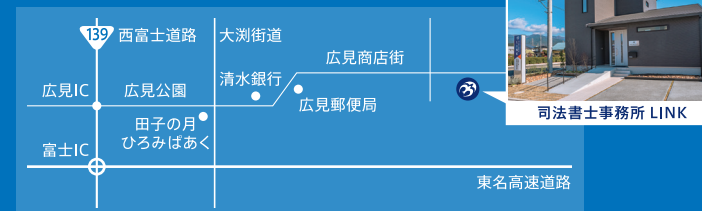
TEL 0545-32-8290

営業時間 平日 9:00~18:00 (土日祝日は事前予約で対応可能)

相談予約用LINEアカウント



〒417-0808 静岡県富士市一色195番地の7  
(駐車場は9台まで駐車可能です)



司法書士事務所 LINK

# 転ばぬ先の 法的知識

## リスクについて考える 「認知症対策」編

約  
60%

5人に  
1人

……何のいふか



実は **約60%** の人が知らない！

※出典元：一般社団法人家族信託普及協会が実施した「相続・家族信託に関する調査」の調査結果より。  
調査対象：全国の40歳以上の男女300名

まもなく **5人に1人** が **認知症になる** 時代を迎えます。

※出典元：平成29年 高齢社会白書より。

認知症になると、どうなる？

資産が凍結される可能性があります。



不動産売却不可



預金凍結リスク  
(各金融機関の判断による)



当事務所からのご提案

それが **家族信託** です

自分で財産管理ができなくなってしまった時に備えて、信頼できる家族にご自身の財産の管理、運用、処分ができる権限を与えておく財産管理の方法です。

家族信託(民事信託)を利用すれば、従来の制度では実現困難だった相続の方法や成年後見制度の問題点を解決することができ、今注目されている認知症対策のひとつです。

困ってからでは  
遅いです！

家族信託も含めて、認知症になった後では対応できないお手続きもございます！ ご相談はお早めに！！

家族信託は高齢化社会や認知症増加など近年の社会状況に合わせて、急激に注目度の高まっている制度のひとつです。しかし、内容が複雑であるため、司法書士の中でも敬遠されることは少なくありません。

そこで、スペシャリストにご相談を！

当事務所は一般社団法人家族信託普及協会®の認める「家族信託専門士」の有資格者がおり、安心してご相談いただけます。

司法書士・家族信託専門士・宅地建物取引士 山本 真吾



司法書士事務所 LINK

TEL 0545-32-8290

営業時間 平日 9:00~18:00  
(土日祝日は事前予約で対応可能)



事務所内に開設したセミナールームは、最大12人まで収容可能です。

専用LINEにて、お得な情報発信中です！

セミナー用LINEでは、セミナーの情報を最速でお届け致します。当初の日程だと都合が悪くセミナーに参加できない方も、LINEに登録頂ければ次回のセミナーの情報を最速で受け取ることが出来ます。また、セミナー情報だけでなく、知ってお得な法律雑学や簡単な相談事例の解決方法などを配信しています。セミナーにご参加頂くだけでなく、法律の知識を身につけたい人もぜひ登録ください。

お問い合わせ先

TEL 0545-32-8290

<https://shingo-office.com/>



セミナー用  
公式LINEは  
こちら

